

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(1) 企業間の連携

当社は、取引先を始めとするステークホルダーとともに、全体での付加価値向上も意識しながら、社会課題の解決に資する事業活動を推進します。

(2) グリーン化の取組

当社は、CO2 排出量削減目標を掲げ、新築、既存物件の環境性能向上による省エネ推進や、法人、個人の顧客に対する省エネ啓発、グリーン電力導入支援、断熱レベルの向上、ゼロエネルギー住宅の普及促進などの施策を通じ、サプライチェーン全体で脱炭素に資する事業活動を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する代金は現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うし寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

住友不動産グループは、430年の歴史を刻む住友グループの総合不動産会社（当社の親会社）を中核としたグループであり、「信用を重んじ、浮利を追わず」という住友の事業精神を受け継ぎ、従業員、顧客、取引先、債権者、株主等のステークホルダーに対し、グループの企業姿勢を示すスローガンとして「信用と創造」を掲げております。これには、何よりも「信用」を大切に「浮利を追わず」に、開拓精神を持って新しい価値を創り出す、デベロッパーとしての矜持を込めております。

住友不動産グループはスローガンのもと、「より良い社会資産を創造し、それを後世に残していく」ことを基本使命とし、各事業を通じて、環境をはじめとする様々な社会課題の解決に取り組みつつ、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針としております。

こうした方針を踏まえ、当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。また、法令遵守、人権の尊重、企業倫理の確立、環境保全などを掲げた「サステナブル調達ガイドライン」のもと、取引先との協働によりサプライチェーン全体として、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。また、取引におけるコンプライアンス上の問題などを把握し、是正を推し進めるため、「内部監査室」主導のもと適宜調査を実施するほか、取引先からの「相談窓口」を設置しております。

2025年4月1日

（2025年10月1日 更新）

住友不動産ハウジング株式会社

代表取締役社長 三浦 桂介